

二 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十七條第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百十七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五條第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ 金融商品取引法第五十六條の二第一項（同法第六十五條の三</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十七條第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百十七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五條第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ 金融商品取引法第五十六條の二第一項（同法第六十五條の三</p>

第三項において準用する場合を含む。) から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一(同法第六十條の十二第三項(同法第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の六(同法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第三百三條の四、第三百六條の六第一項(同法第二項において準用する場合を含む。)、第三百六條の十六、第三百六條の二十第一項(同法第二項において準用する場合を含む。)、第三百六條の二十七(同法第九條において準用する場合を含む。)、第三百五十一條(同法第五十三條の四において準用する場合を含む。)、第三百五十一條(同法第五十三條の四において準用する場合を含む。)、第三百五十一條(同法第九條の九、第三百五十六條の五の四、第三百五十六條の五の八、第三百五十六條の十五、第三百五十六條の二十の十二、第三百五十六條の三十四、第三百五十六條の五十八、第三百五十六條の八十、第三百五十六條の八十九及び第三百八十七條第一項第四号の規定

ロ〜へ (略)

二 金融商品取引法第二十六條第一項(同法第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の二十二第二項(同法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五第一項並びに第七十七條第一項第三号の規定による検査 別紙様式第一の二

第三項において準用する場合を含む。) から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一、第六十三條第八項、第六十六條の十二、第六十六條の四十五第一項、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第三百三條の四、第三百六條の六第一項(同法第二項において準用する場合を含む。)、第三百六條の十六、第三百六條の二十第一項(同法第二項において準用する場合を含む。)、第三百六條の二十七(同法第九條において準用する場合を含む。)、第三百五十一條(同法第五十三條の四において準用する場合を含む。)、第三百五十一條(同法第九條の九、第三百五十六條の五の四、第三百五十六條の五の八、第三百五十六條の十五、第三百五十六條の二十の十二、第三百五十六條の三十四、第三百五十六條の五十八、第三百五十六條の八十、第三百五十六條の八十九及び第三百八十七條の規定

ロ〜へ (略)

二 金融商品取引法第二十六條(同法第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條の二十二第二項(同法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五並びに第七十七條第二号の規定による検査 別紙様式第一の二

二